

教第97号議案

神戸市スポーツ推進委員規則等を廃止する規則の件
神戸市スポーツ推進委員規則等を廃止する規則を次のように制定する。

平成31年3月25日提出

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳

神戸市スポーツ推進委員規則等を廃止する規則

(神戸市スポーツ推進審議会規則の廃止)

第1条 神戸市スポーツ推進審議会規則(昭和37年9月教育委員会規則第8号)は、廃止する。

(神戸市市民スポーツ振興等基金条例施行規則の廃止)

第2条 神戸市市民スポーツ振興等基金条例施行規則(平成18年3月教育委員会規則第15号)は、廃止する。

(神戸市スポーツ推進委員規則の廃止)

第3条 神戸市スポーツ推進委員規則(昭和37年4月教育委員会規則第1号)は、廃止する。

(神戸市立体育施設条例施行規則の廃止)

第4条 神戸市立体育施設条例施行規則(昭和48年7月教育委員会規則第14号)は、廃止する。

(神戸ポートアイランドホール条例施行規則の廃止)

第5条 神戸ポートアイランドホール条例施行規則(昭和59年10月教育委員会規則第2号)は、廃止する。

(神戸市立自然の家条例施行規則の廃止)

第6条 神戸市立自然の家条例施行規則(昭和48年8月教育委員会規則第18号)は、廃止する。

(神戸市洞川教育キャンプ場条例施行規則の廃止)

第7条 神戸市洞川教育キャンプ場条例施行規則(平成27年12月教育委員会規則第5号)は、廃止する。

附 則

この規則は，平成31年4月1日から施行する。

理 由

組織改正に当たり，規則を廃止する必要があるため。